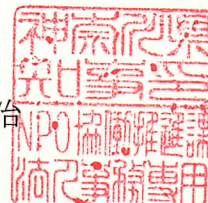


平成26年11月28日付けで申請のありました特定非営利活動法人の設立については、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第12条第1項の規定により認証します。

平成27年3月10日

神奈川県知事 黒岩 祐治



- 1 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 まちづくりスポット茅ヶ崎
- 2 代表者の氏名
益永 律子、内野 俊樹
- 3 主たる事務所の所在地
茅ヶ崎市円蔵1丁目5番24号サニータウン茅ヶ崎
- 4 定款に記載された目的
この法人は、地域資源を活かし、地域や世代をつなぐための交流の場や機会を提供することによって、住民の自発的な活動を支援し、豊かな環境と景観の形成及び持続可能なコミュニティづくりに寄与することを目的とする。
- 5 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) まちづくりの推進を図る活動
 - (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - (3) 子どもの健全育成を図る活動
 - (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (5) 経済活動の活性化を図る活動
 - (6) 環境の保全を図る活動
 - (7) 地域安全活動
 - (8) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 6 定款に記載された事業
 - (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①スペースを活用した交流の促進事業
 - ②地域コミュニティの形成事業
 - ③地域経済の活性化事業
 - ④環境・景観に配慮したまちづくり事業
 - ⑤安全・安心なまちづくり事業
 - ⑥人材育成及び研修事業
 - ⑦地域の課題解決に関する情報提供事業

⑧その他、この法人の目的を達成するために必要な事業